

川越地区消防局から大切なお知らせ

窓口事務等の効率化を図るため、2021年度から別表の事務につきまして、取扱窓口の変更しております。

ご利用の皆様には、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒、御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、改修相談等で来庁される際は、事前に担当課の予定を確認のうえ、お越しくださいますようお願いいたします。(※新型コロナウイルスに係る窓口対応につきましては、当局ホームページをご確認ください。)

詳しくは、別表をご確認いただき、ご不明な点につきましては、以下の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先			
川越北消防署	049-	川越中央消防署	049-
指導課	226-7290	指導課	242-1194
川越西消防署	049-	川島消防署	049-
指導課	231-1197	指導課	297-1979
川越地区消防局 予防課		049-222-0744	

別表

No.	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>これまで管轄住所にかかわらず、建物の大きさ等を基準に消防局の予防課が窓口となっていたものが、これからは建物の大きさにかかわらず、住所を管轄する消防署の消防課が窓口となるものです。</p> <p>事務内容</p> </div>		移行のタイミング	取扱窓口			
				旧		新	
				消防局 予防課	消防署 消防課	消防局 予防課	消防署 指導課
1	既存防火対象物【1種（*）】（改修相談・改修検査等）		2020年度途中から※	○			●
2	上記1種対象物に係るもの	工事整備対象設備等着工届出書		○			●
3		消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書		○			●
4		防火対象物使用開始届		○			●
5		発電設備・変電設備・蓄電池設備設置届出書		○			●
6		炉・厨房設備・ボイラー等設置届出書		○			●
7		防火対象物点検報告書		2021年度から	○		
8	防災管理点検報告書		○				●
9	催物開催届出書		○				●
10	禁止行為の解除承認申請書		○				●

* 「1種」とは、特定防火対象物で、延べ面積 1,000 m²以上のもの。
非特定防火対象物で、延べ面積 3,000 m²以上のもの。